

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

1. はじめに・・・申請は必要ですか？

本則給付・・・児童手当所得限度額内の方
特例給付・・・児童手当所得限度額超の方

- 次に記載する方は申請が必要です。
- ・令和3年9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得である保護者
- ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している**公務員**
- ・令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（**新生児**）の保護者 等

児童構成例	申請不要	要申請
幼児・小・中・高	幼児・小・中・高	
高校生のみ		高校生
小・中+新生児	小・中	9月以降出生の新生児
高校生以下の児童がいる公務員世帯		高校生以下全員分

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

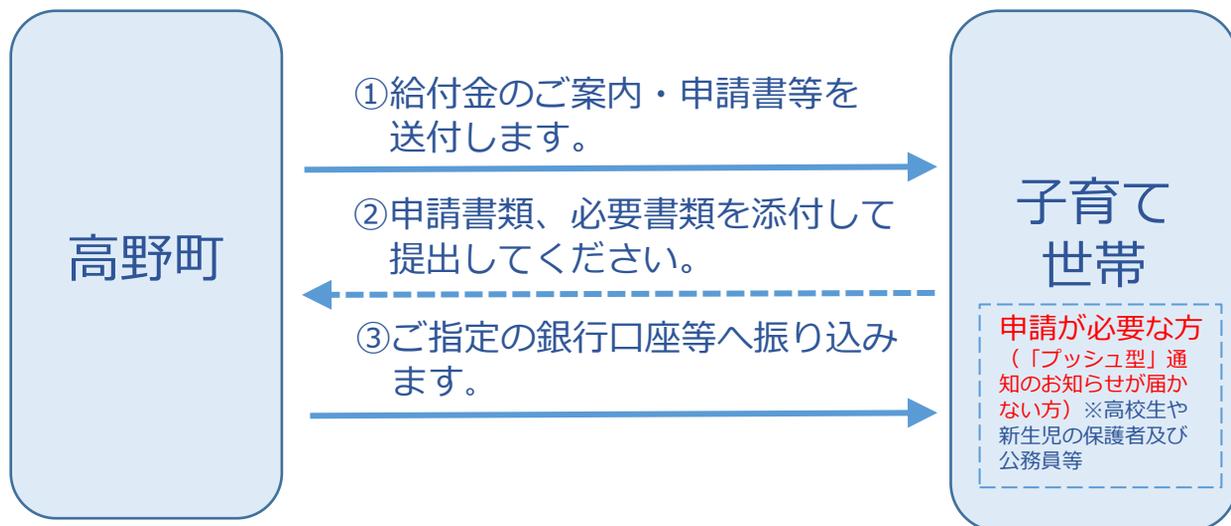
- 要申請の方**：申請（**令和4年2月28日（月）提出期限**）を受付後、順次振込手続きを行います。
※ 対象児童が新生児の場合の提出期限：**令和4年3月31日（木）必着**

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

- 支給申請を行った保護者
申請書で指定した口座に振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

要申請の方については申請を受付後、順次振込を行います。



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給をした引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、高野町で本給付金の支給を受けることができます場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。本給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

【ご注意ください】

指定口座の解約・変更等の理由により振込できない場合は、本給付金を支給することができませんので、令和4年2月末までに必ずご対応をお願いします。

お問い合わせは



高野町役場 福祉保健課 子育て世代包括支援センター
「子育て世帯への臨時特別給付金」
窓口電話：0736（56）2933



「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに高野町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに高野町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。